

地域の先進的な観光推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 わがかがわ観光推進協議会は、地域の先進的な観光推進を支援するため、この要綱に定めるところにより、市町等が行う地域の先進的な観光推進に必要な経費に対し、予算の範囲内において地域の先進的な観光推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、「市町等」とは、市町及び観光振興を目的として活動し、地域の活性化に寄与する民間団体をいう。

2 この要綱において、「地域の先進的な観光推進事業」とは、県内各地域における観光客の滞在の促進や満足度と利便性の向上につながる受入態勢の充実・強化を推進する事業又は、県内の観光地や地域資源の情報を県内外に広く発信する事業のうち、他の市町等の参考となるような先進性のある新規事業もしくは既存事業をリニューアルする事業をいう。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、は、補助事業の実施に直接必要な経費として明確に区分できるものとし、補助率及び補助限度額は、別表に掲げるとおりとする。ただし、経常的な経費、消費税及び地方消費税その他補助事業の目的に合致しない経費は除く。

2 補助金額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

2 補助金の交付を受けようとする者が市町以外の民間団体の場合は、市町の意見を記載した推薦書（様式第2号）を添えて、市町経由で申請しなければならない。

(交付決定)

第5条 会長は、前条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(事業変更等の承認)

第6条 前条の交付決定を受けた市町等（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更し、又は補助事業を中止し若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、補助事業の変更（中止・廃止）承認申請書（様式第4号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微

な変更については、この限りでない。

- 2 前項に定める軽微な変更は、所要経費の20パーセント以内の額を増減するときとする。ただし、補助金の額に変更を生じる場合には、この限りでない。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、実績報告書(様式第5号)に会長が必要と認める書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 会長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の額を確定し、補助金額確定通知書(様式第6号)により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第9条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金額を確定したのち、支払うものとする。ただし、補助金の交付決定後に特に必要であると認められる経費については、概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払いを受けようとするときは、補助金精算払請求書(様式第7号)を会長に提出しなければならない。

(報告、検査及び指示)

第10条 会長は、補助事業を適正に実施させるため必要があると認めるときは、補助事業者に対し補助事業に関し報告を求め、又は職員に命じて書類若しくは補助事業の遂行状況を検査させ、その他必要な指示をすることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年8月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和元年7月3日から施行する。
- 3 この要綱は、令和2年7月14日から施行する。
- 4 この要綱は、令和3年7月19日から施行する。
- 5 この要綱は、令和4年6月23日から施行する。
- 6 この要綱は、令和5年5月26日から施行する。
- 7 この要綱は、令和6年5月29日から施行する。
- 8 この要綱は、令和7年3月4日から施行する。

(この要綱の失効)

- 9 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効の際、現に交付の決定を受けた者については、なお従前の例による。

別表（第3条第1項関係）

項 目	内 容
補助の対象となる経費	賃金、報償費、旅費、需用費（食料費を除く）、役務費（広報経費）、委託料、使用料、賃借料、工事請負費（会長の認めた小規模なものに限る）、備品購入費、その他会長が特に必要と認めた経費
補 助 率	補助対象経費の2 / 3以内
補助限度額	1事業当たり 300千円 （ただし、勉強会・セミナー等の開催は、1事業当たり100千円）

（注） 補助金額は、補助対象経費に補助率を乗じた額とし、千円未満の端数は切り捨てるものとする。